

インドネシアの相互協議手続 （“MAP”）

OECDが発表した「税源侵食と利益移転」行動計画」に盛り込まれた税の透明化の趣旨に従い、かつ、インドネシアでは政令74号/2011年の施行規定としてPMK-240号/2014年が発令されました。

MAPはインドネシアの税務当局（“国税総局”）と他国の所轄官庁間の取り決めで、二重課税防止条約（“租税条約”）に基づくものです。

MAPは租税条約の規定に鑑み、発生する課税問題を解決するために活用され、国税総局は税務係争があった場合、相互に合意する可能性を求めて租税条約締約国の所轄官庁と協議を行う義務を有しています。

MAPはインドネシアの納税者が税務署から移転価格に関して調査通知を受領後申請することができます。

MAPの申請者

租税条約で規定するMAP申請要件に基づくMAP申請可能者は次の通りです。

1. インドネシア納税者（国税総局を通じて）
2. 国税総局自身
3. 条約締約国の所轄官庁

インドネシアの納税者によるMAP申請

インドネシアの納税者は国税総局の所轄官庁である第二租税規則局（Directorat Peraturan Perpajakan II）に申請しますが、その申請理由は下記のような事項となります。

1. インドネシアの納税者に対して条約締約国の課税当局が移転価格（“TP”）に関する税額更正を行った結果、二重課税となるまたは将来そうなる可能性がある場合、
2. 条約締約国の所轄官庁がインドネシアの納税者の恒久的施設（“PE”）に対して課した税が租税条約に準拠していないか、または将来準拠しない可能性がある場合、
3. 両国で課税上の居住者となっている場合、
4. インドネシアの納税者の条約締約国課税地域を源泉とする所得に対する課税が租税条約に準拠していない場合で、これには源泉税が含まれる。

国税総局によるMAP申請

国税総局は下記に挙げる事項を理由として締約国とのMAPを申請できます。

1. インドネシアの納税者または締約国により提出された情報または書類の有効性がない、または、以前のMAP申請時点で利用できなかった新たな情報があることによりMAPの見直しを行う場合、



2. 対応的調整を行う要請があった場合（二重課税を回避するために両締約国間で移転価格調整を行うため）、
3. 事前確認取極（“APA”）のためにインドネシアの納税者から要請がある場合、
4. 租税条約の規定を適性に遂行するための一定の条項解釈のため、
5. 締約国に居住するインドネシア人が締約国居住者として支払った税額より高額な税を課されたため、MAPを要請した場合（租税条約に基づく無差別条項）、
6. 租税条約の条項を活用するために必要なあらゆる事項

締約国によるMAP申請

締約国は国税総局に対し下記に挙げる事項を理由としてMAPを開始することができます。

1. インドネシアで次の者に更正通知書が発行された。
 - (i) 締約国の納税者であるPEまたは
 - (ii) 移転価格に関する更正を含み租税条約の規定に準拠しないと考えられる締約国納税者との取引に関与するインドネシア納税者
2. 移転価格に関する更正を含み、租税条約条項に準拠しないと考えられる条約締約国の納税者との取引に関してインドネシア納税者に更正通知が発行された場合、

3. 対応的調整要求があった、(一方の国の課税による締約国の課税調整をいう)
4. 租税条約条項に準拠していないと考えられる所得税がインドネシアの納税者により源泉された場合、
5. 二重課税または租税回避問題に結びつく可能性がある租税条約条項の解釈のため、
6. 両締約国で税務上の居住者となっている場合、
7. 居住納税者からAPAのための対応要請がある、または
8. 締約国国民がインドネシアにおいて納税者でありインドネシア居住者より高額の税金を納付している場合(租税条約による無差別条項)

MAPの中止

国税総局は下記の場合にMAPを拒否または中止することができます。

1. インドネシアの納税者、インドネシアにおけるPEまたはインドネシア国民などである申請者が国税総局から要求された書類や情報に不備がある場合、
2. MAP申請に必要な書類または情報を提出できない場合、
3. 国税総局がMAP手続を行うことに同意できないと判断しうる十分な背景がある場合、
4. 申請者がMAP申請を断念した場合、
5. インドネシア納税者、インドネシア国民またはその関連するインドネシアの納税者またはインドネシアにあるPEがMAP合意のための原案に合意できない場合、
6. 税務裁判所がMAPの合意前に税務係争について判決書を発行した場合

その他の条項

1. 税務裁判所が税額更正について裁判訴訟で十分であることを宣言した場合、インドネシアの納税者に対してMAPを適用することができない。
2. インドネシアの納税者が申請したMAPは一定の条件で中止することができるが、MAPが合意に達していないことを前提とする。
3. 条約締約国が移転価格の更正に関してMAPを要請した場合、国税総局は対応する調整に関する規定を確認する。そうしたMAP要請は当該インドネシア納税者が国税総局に対して同様のMAP要請を行ったとしても手続きは実施される。
4. APAについて条約締約国が要請したMAPは、当該インドネシア納税者が国税総局に同様にAPAを申請していても審査対象となる。
5. 租税条約に準拠していないと考えられる移転価格に関する税額更正を受けた日付後で、かつ、租税条約に基づく期限内である場合に限りMAPを申請することができる。

6. 異議申立や税務裁判中であったりまたは誤った更正通知に関する税の減額または課税の撤回申請を行っていてもMAPを申請することができる。
7. 他の締約国との協議は最初の協議(ミーティング、電子通信またはその他の通信手段による協議を含む)から3年以内に実施されなければならない。ただし、国税総局と条約締約国の合意があれば延長も可能となる。

KPMGのコメント：

今回の規定に関連し、最も注意すべき点はMAPに要する期間と費用であると考えられます。

税務裁判所は現在、最終判決を下すまでに2年を要することがありますが、MAPの協議には3年を要するとすればMAPが無効となるリスクがあります。

インドネシアの納税者はMAPまたは税務裁判所の判決で納税者が支持される可能性について注意深く検討する必要があります。

今後、インドネシアの納税者は税務裁判とMAPの手続きの狭間でジレンマに陥ることが懸念されます。

Contact us

KPMG Advisory Indonesia

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
T: + 62 (0) 21 570 4888
F: + 62 (0) 21 570 5888

Abraham Pierre

Partner In Charge,
Tax Services

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

kpmg.com/id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.